

2017年11月22日

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

「高成長インド・中型株式ファンド」  
投資対象とする投資信託におけるスキームの変更について

平素は弊社投資信託に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

「高成長インド・中型株式ファンド」(以下、「当ファンド」といいます。)につきまして、インドとモーリシャスの租税条約改正に対応し、投資対象とする投資信託のスキームを変更させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、当該変更は当ファンドの信託約款の変更を要するものではなく、運用の基本方針等に影響を及ぼすものではありません。

また、このお知らせに関しまして、受益者の皆さまに行っていただくお手続きはありません。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解くださいますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【変更内容】**

インドとモーリシャスの租税条約により、従来、モーリシャスからインド株式等に投資する場合の売買益に対するキャピタルゲイン税は免除されていましたが、両国の租税条約改正により、2017年4月1日以降、インド株式等を保有期間1年未満で売却した場合の売買益について、モーリシャスから投資する場合においても課税されることになりました。

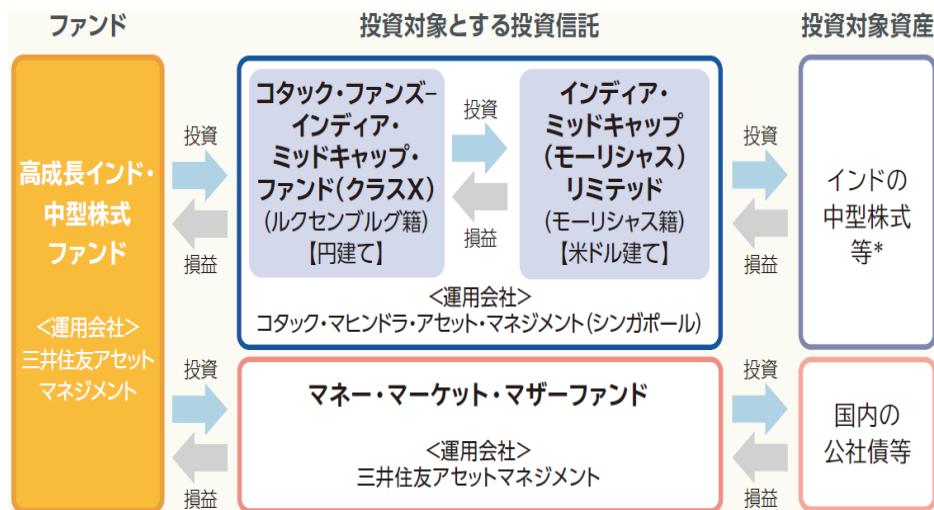
当ファンドが投資対象とするコタック・ファンズ-インディア・ミッドキャップ・ファンド（クラスX）(以下、「ルクセンブルグ籍ファンド」といいます。)は、従来は上記の税制上のメリットを享受するため、主としてインディア・ミッドキャップ（モーリシャス）リミテッド（以下、「モーリシャス籍ファンド」といいます。）を通じてインドの中型株式等に投資していましたが、税制上のメリットを享受することができなくなったことから、最近では、ルクセンブルグ籍ファンドが直接、インドの中型株式等に投資する割合が高まってきております。

上記のことからルクセンブルグ籍ファンドとモーリシャス籍ファンドの運用会社であるコタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）は、将来的にスキームを変更し、モーリシャス籍ファンドを清算する方針です。

## (ご参考)

<ファンドのしくみ>

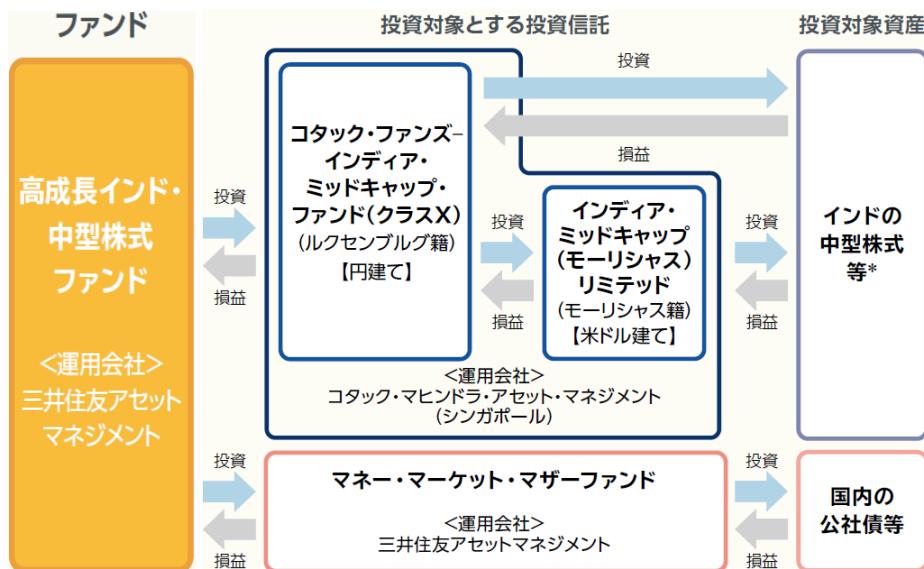
(従来)



\*大型株式や小型株式、株式の値動きに連動する有価証券等にも投資を行う場合があります。

※「コタック・ファンズ・インディア・ミッドキャップ・ファンド(クラスX)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、インドの中型株式となります。

(2017年11月現在)



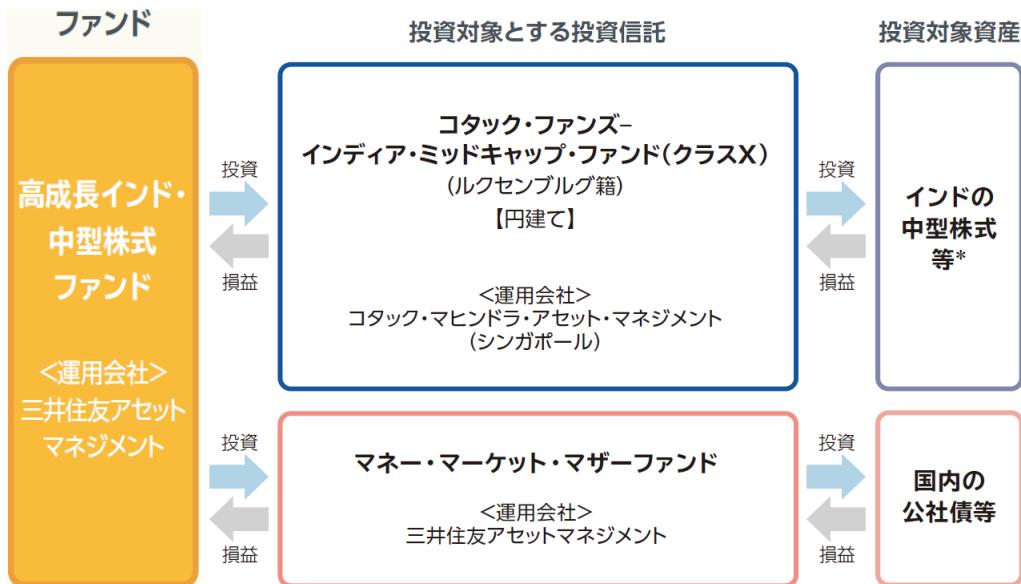
\*大型株式や小型株式、株式の値動きに連動する有価証券等にも投資を行う場合があります。

※「コタック・ファンズ・インディア・ミッドキャップ・ファンド(クラスX)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、インドの中型株式となります。

### 投資対象とする投資信託におけるスキームの変更について

従来、インドにおける税制上のメリットから、ルクセンブルグ籍ファンドがモーリシャス籍ファンドを通じてインド株式に投資する形態を取っていましたが、インドとモーリシャスの租税条約改正により、2017年4月1日より、インド株式等を保有期間1年未満で売却した場合のキャピタルゲインについて、モーリシャス籍ファンドにおいても課税されることになりました。課税分は、当ファンドが実質的に負担するため、基準額に影響が出ます。モーリシャス籍ファンドを通じて投資する税制上のメリットがなくなったことから、モーリシャス籍ファンドを清算し、ルクセンブルグ籍ファンドから直接インド株式に投資する方針となりました。2017年9月現在、原則として新規の申込金はルクセンブルグ籍ファンドからインド株式に投資される一方、解約金はモーリシャス籍ファンドの保有株式売却により拠出されています。なお、モーリシャス籍ファンドは、保有株式がすべて売却された後に清算される予定です。

※モーリシャス籍ファンドの清算後（時期未定）



\*大型株式や小型株式、株式の値動きに連動する有価証券等にも投資を行う場合があります。

※「コタック・ファンズ-インディア・ミッドキャップ・ファンド（クラスX）」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、インドの中型株式となります。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友アセットマネジメント お客様専用フリーダイヤル 0120-88-2976

（受付時間：原則として営業日の午前9時～午後5時）

<お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。